

神奈川県立学校の教員の
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

神奈川県教育委員会

目 次

1	計画の趣旨、現状・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	目標・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・	3
5	関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・・・・・	7

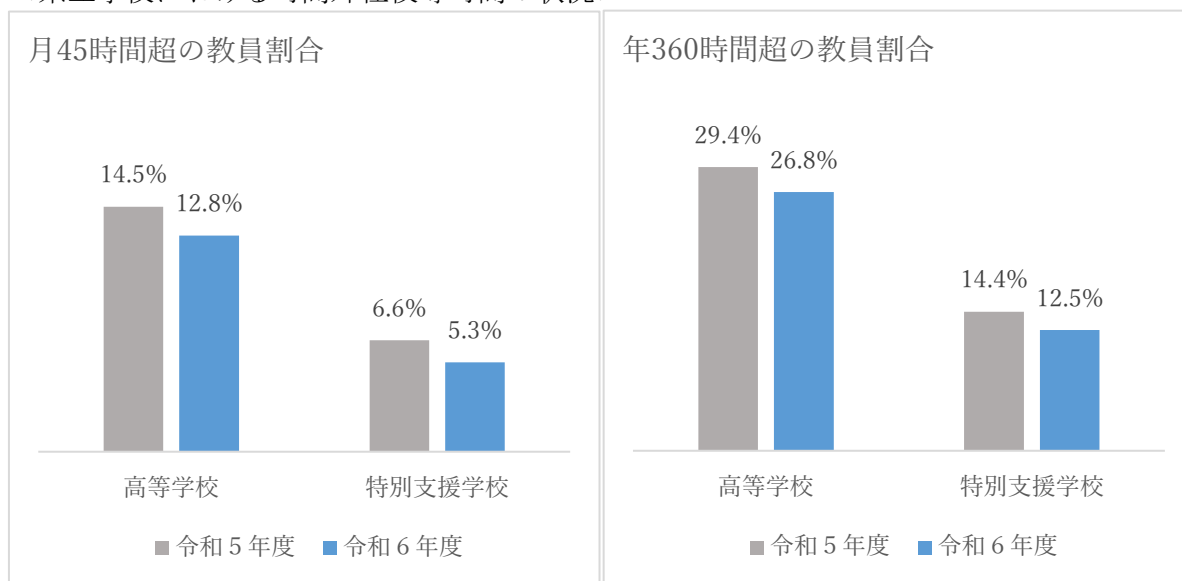
1 計画の趣旨、現状

県教育委員会は、令和元年に、「持続可能な学校運営と神奈川の教育の質を高めるために、勤務実態を改善し、教員がワーク・ライフ・バランスの実現を通じて、自らの人間性や創造性を高めるとともに、子どもたちと向き合う時間を確保し、効果的な教育活動を行う」ことを目的に、「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」（以下「県指針」という。）を策定し、次の目標を掲げ、教員をサポートする外部人材の活用など、働き方改革の取組を進めてきました。

- ①時間外在校等時間の縮減（月 45 時間上限など）
- ②年次休暇一人あたり年平均取得日数 15 日以上及び学校閉庁日 5 日間の設定
- ③「神奈川県在学校部活動に関する方針」の遵守（部活動休養日を週あたり 2 日以上等）

その結果、②、③の目標については概ね達成しましたが、①については一定の改善はみられるものの、依然として、月 45 時間を超える時間外勤務を行っている教員が多い実態があります。

< 県立学校における時間外在校等時間の状況 >



< 参考：市町村立学校 >

	月 45 時間超		年 360 時間超	
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
小学校	25.3%	23.6%	—	48.2%
中学校	42.2%	39.6%	—	56.1%

※ 市町村立学校における年 360 時間超の割合は令和 6 年度から調査開始

そこで、県指針策定から概ね5年が経過した令和6年度、改めて、県教育委員会と県域の市町村教育委員会が一体となって、働き方改革を加速させるため、県と県域の市町村共通の数値目標を設定することとして、令和7年3月に県指針を改定し、子どもたちへのより良い教育の実現を目指しています。

本計画は、令和7年6月に改正された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」において、教員の働き方改革の推進に向けて、服務監督権者である各教育委員会に「業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「実施計画」という。）の策定が義務付けられ、令和8年4月から施行されることに伴い、県立学校における働き方改革の実効性を高め、取組を加速させるために、策定するものです。

なお、実施計画の策定に当たっては、国が示す「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「国指針」という。）に即して、本県の実情を踏まえる必要があることから、県指針を基本とし、国の参考例に沿って「神奈川県立学校の教員の業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めるものとします。

2 目標

長時間勤務の是正

在校等時間の把握を徹底し、時間外在校等時間を縮減します。

時間外在校等時間	月 45 時間超の教員の割合	0 %
	年 360 時間超の教員の割合	0 %

ウェルビーイングの向上

働きやすさと働きがいの両立を目指します。

「現在の職場を働きやすい職場」と感じている教員の割合	80%以上
「仕事にやりがいがある」と感じている教員の割合	80%以上

※ 県指針において、県・市町村教育委員会共通の目標として設定しているものです。

3 計画の期間

令和8年度から11年度までの4年間とします。

ただし、令和9年度までを「重点改革期間」に設定し、目標の早期達成を目指します。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本計画では、国が示す「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ、本県の実情に応じて、位置付けを整理した上で、優先的に見直す業務や適正化を図るべき業務を定めています。

なお、★は県指針に記載がある取組です。

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

(ア) 登下校時におけるスクールバス等の対応

- 特別支援学校においては、登下校時の学校敷地内におけるスクールバスや自家用車等の交通誘導業務について、教員以外の人材等の活用を検討します。

(イ) 校外の見回り、児童・生徒が補導等された時の対応

- 放課後、特に勤務時間外における校外の見回りについて、学校による対応は原則行わないこととします。
- 児童・生徒が補導等された時の対応について、保護者が第一義的責任を有することを踏まえた上で、児童・生徒の状況に関し緊急の措置が必要な特別の場合を除き、学校による対応は行わないこととします。

★(ウ) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- 令和7年5月に開設した「県立学校問題解決サポートダイヤル」を活用し、保護者等からの過剰な苦情等を含め、学校と保護者等との間で解決が困難な問題に対応します。
- 県教育委員会に配置しているスクールロイヤーを活用し、学校現場で発生する諸課題に対して、学校が法的側面からの助言を得られる環境整備に努めます。
- 保護者等からの相談等を的確に把握するため、勤務時間内の通話録音機能や、勤務時間外の自動音声応答を導入しています。これらの活用により、教員の負担軽減を図ります。

イ 教員以外が積極的に参画すべき業務

(ア) 学校徴収金等の徴収・管理

- 国指針では、「学校以外が担うべき業務」と位置付けられていますが、本県の県立学校は、学校によって様々な特色があり、学校徴収金等の種目や金額も異なることから、直ちに学校徴収金等の公会計化を行い、学校以外が徴収・管理業務を担うことは難しい現状があります。
- こうしたことから、当面は、私費会計業務の見直しや、業務アシスタントの活用等により、教員の負担軽減に取り組みます。また、更なる負担軽減に向けて、事務補助スタッフの配置や、出納管理システムの導入等について検討します。

★ (イ) 調査・統計等への回答

- 調査内容を毎年度精査し、調査回数の縮減や回答方法の工夫、デジタル技術の活用などによる更なる負担軽減を図ります。
- 教員の専門性に深く関わるものを除き、事務職員等が中心となって回答できるよう、事務補助スタッフの配置等を検討します。

(ウ) 学校の広報資料 ・ ウェブサイトの作成 ・ 管理

- 広報資料の作成に当たってのポイントをまとめた資料やテンプレート等の活用を通じて負担軽減を図るほか、ホームページの管理・運営の支援に教員以外の人材等の活用を進めます。

★ (エ) ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ICTに係る技術や知識の有無に関わらず日常的に機器や設備を保守・管理できるよう、専用のヘルプデスクによる支援を行うほか、システム改修等による負担軽減を検討します。
- 高校及び中等教育学校においては、生徒アカウント等の管理の負担軽減を図るため、システムの機能改修やマニュアルの改善等を進めます。

(オ) 学校プールの管理

- 教員以外の人材等の活用を検討します。

(カ) 校舎の開錠・施錠

- 学校施設管理員による対応を行っており、引き続き教員の負担軽減を図ります。

(キ) 児童・生徒の休み時間における安全への配慮

- 特別支援学校における児童・生徒の休み時間における安全への配慮について、学級担任等の特定の教員のみが対応するのではなく、教員以外の人材等による支援を検討します。

(ク) 校内清掃

- 教員は児童・生徒が行う教室等の清掃指導を行うこととし、その役割を超える業務について、教員以外の人材等の活用を検討します。

★ (ケ) 部活動

- 週2日以上月休養日を設定します。具体的には、平日は少なくとも1日、土曜日・日曜日は少なくとも1日以上を休養日とします（週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）。また、1日の活動時間は、長くとも平日は1日2時間程度、休日は1日3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内と

します。

- 部活動指導員の配置拡充に加え、部活動インストラクターの単独引率に係る条件の緩和を検討します。
- 令和7年12月に国が示した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の趣旨等も踏まえ、部活動や部活動顧問の在り方について検討します。
- 大会運営業務に携わる教員の負担軽減に向けて、高体連等と協議していきます。

ウ 教員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

(ア) 給食の時間における対応

- 特別支援学校においては、給食の準備・片付けについて、給食介助員のほか、教員以外の人材等の活用を検討します。

★ (イ) 授業準備

- ICTの活用、教材の共有等を進めるとともに、ICT支援員による技術支援や業務アシスタントの活用による負担軽減を図ります。

★ (ウ) 学習評価や成績処理

- 高校及び中等教育学校においては、指導と評価の計画の活用や、教材及び定期試験問題の共通化を進めることで教員個人の負担軽減を図るほか、効率的に学習評価や成績処理を行うため、採点システムの活用などを進めます。
- 特別支援学校においては、統合型校務支援システムの導入に合わせ、児童・生徒情報等のデータ入力効率化を図ります。また、入力業務に当たっては、業務アシスタント等が扱えるデータについて精査します。

★ (エ) 学校行事の準備・運営

- コミュニティ・スクールを活用し、地域と連携した運営を進めるとともに、必要に応じて教員以外の人材等を活用します。
- 特別支援学校においては、児童・生徒の安全確保に向けて、校外行事における付き添いのスタッフの増員を検討します。

★ (オ) 進路指導の準備

- 高校及び中等教育学校においては、進路関係資料の整理や作成、求人票の整理等への教員以外の人材の活用を進めるほか、ICTを活用した業務の効率化を促します。
- 特別支援学校においては、社会自立支援員との協働を進めます。

★ (カ) 支援が必要な児童・生徒・家庭への対応

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをすべての高校及び中等教育

学校に配置し、教職員と連携・協働した効果的な支援体制を構築します。

- 「インクルーシブ教育実践推進校」における生徒の支援について、インクルーシブ教育推進支援員やボランティア等の教員以外の人材の活用を図ります。
- 外国につながるのある生徒への指導・支援について、地域人材等の活用や、NPO法人等外部機関との連携を進めます。

（２）学校における措置の推進

学校における働き方改革の取組の実効性を高めるためには、「働きやすさ」と「働きがい」の両立が重要です。

時間外在校等時間の縮減に向けた方策として、児童・生徒や学校の実情を踏まえた、教育活動の重点化、業務の廃止も含めた精選を行うことや、教職員相互、教職員と保護者や地域等との信頼関係の構築なども含めた学校マネジメントの実現を目指します。

- 教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出する観点から、必要に応じて教育課程の見直しを行います。
- 授業時数の見直しと併せて、放課後に行われる児童・生徒の活動時間（補習及び部活動を含む。）の設定を見直すなどの工夫を行います。
- 高校及び中等教育学校においては、指導と評価の計画を活用し、組織的な授業改善を進めるとともに、教材及び定期試験問題の共通化を進めるなど、教員個人の負担軽減を図ります。
- 職務経験が少ない教員が、その他の教員からの助言や支援を得られやすい体制を整備します。
- ★○ 学校行事について、それぞれの教育的価値を踏まえ、精選又は統合し、保護者や地域等と連携した運営を進めます。
- ★○ 学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るに当たっては、管理職や総括教諭が働き方改革の視点を持ち、改善策を講じます。
- ★○ 職員会議などの各種会議や打合せについて、見直しや縮減・合理化を徹底するとともに、勤務時間内に行うことを原則とします。
- ★○ 教員以外でも対応可能な業務について、業務アシスタントの更なる活用を検討します。
- ★○ 学校運営協議会における協議等を通じて、取組に対する保護者や地域等の理解促進を図ります。

（３）教員の健康及び福祉の確保に関する取組

教員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の内容に取り組みます。

- 労働安全衛生法に基づき、1か月当たり80時間を超える時間外労働を行うなどの要件に該当した教員に対し、医師による面接指導を実施します。
- 教員の勤務状況及びその健康状態に応じて、一般健康診断のほか、特定業務従事者健

康診断、特殊健康診断等を実施します。

- 必要に応じて、教員が産業医等による助言・指導又は保健指導を受けられるようにします。
- 50 人未満の学校も含め、すべての県立学校でストレスチェックを実施し、実施後の集団分析の結果等の活用により職場改善を進めます。
- 心身の健康問題についての相談窓口を設置します。
- ★○ 教員のメンタルヘルス対策を進めるため、県立学校に臨床心理士を派遣します。
- ★○ 年次休暇の取得促進や学校閉庁日の設定、完全退勤時間の設定・遵守など、これまで行ってきた取組を引き続き進めます。
- 学校現場の実情を踏まえ、柔軟な働き方を推進するための環境整備について検討します。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組を着実に実行するため、毎年度、計画の実施状況を公表するとともに、総合教育会議において報告することとします。
- 保護者や地域等に本計画の内容等を周知し、協力を得られるよう努めます。
- 学校における教員の「働きやすさ」と「働きがい」の両立を図るためには、校長がリーダーシップを発揮し、効果的に学校マネジメントを行うことが重要であるため、その支援に向けて、外部アドバイザーなどによる支援策について検討します。
- 教員一人ひとりの働き方改革への意識醸成を図るため、研修を充実させるほか、働き方改革通信「Work Style Letter」等による情報発信を行います。
- ★○ 勤務時間管理システムを活用し、客観的勤務時間の把握を徹底するとともに、時間外在校等時間が規則上限を超えた場合に、該当職員に対して個別に注意喚起等を行います。
- ★○ 学校と保護者との間の迅速な連絡・情報共有を図るため、学校・家庭連絡システムを導入します。
- ★○ 教員の情報共有手段であるグループウェアシステム等の再構築に向けた取組を進めます。
- ★○ 教員を対象とした働き方改革に係る意識調査の実施や「働き方改革教職員意見箱」の設置により、当事者である教員の意見や要望などを把握し、実効性ある取組の検討を進めます。
- ★○ 働きやすい職場環境を実現するため、職員室等のオフィス環境を改善します。
- ★○ 教員不足の解消に向け、優れた人材を確保するため、教員採用試験の見直しなどを行い、志願者の確保に努めます。